公　　告

諸　事　項

工　場　財　団

広島県安芸郡海田町曽田３番74号**株式会社ワイテック**の工場財団に広島市安芸区中野東四丁目1915番地１株式会社ワイテック中野工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年２月 29 日　　広島法務局海田出張所

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成24年１月12日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 24 年２月 29 日　　財務大臣　安住　　淳

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	マイルドセブン・インパクトメンソール・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	410円

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成23年４月１日から平成24年１月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 24 年２月 29 日　　財務大臣　安住　　淳

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成23年４月１日から平成24年１月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	258,930	15,223	
24	パテントレザー等	2,082	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	70,237	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	1,031,823	9,186	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	96,305	0	
29	履物の一部品目	79,737	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	46,956	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	194,142	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	28,387	648	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成〇年〇月〇日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成24年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表公示

資金決済に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　御坊市商業協同組合

２．代表者の氏名　代表理事　溝端　繁一

３．住所　和歌山県御坊市薗350番地の28

４．配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　8,636,500円　①

⑵　発行保証金の還付手続きに要した費用　91,320円　②

うち　官報公示費用　73,500円

証明書郵送費用　17,820円

⑶　配当の対象となる額（①－②）　8,545,180円

⑷　権利の実行に係る申出等の総額　2,115,500円

⑸　申出者等の人数　198人

⑹　配当の割合　100%

（申出額10,000円の場合の払渡額10,000円）

※資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定による還付手続きに要した費用（上記②）については歳入徴収官近畿財務局総務部次長に支払うこととする。

平成 24 年２月 29 日

近畿財務局長　池田　篤彦

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成 24 年２月 29 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

１．公示事項

２．に掲げる者に送達すべき審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番地２号中央合同庁舎５号館厚生労働省518号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

２．送達を受けるべき者の審査請求時の氏名、審査請求時の住所及び審査請求日

渡部　達也　平成14年４月12日
東京都大田区田園調布５丁目41番５号水谷荘

石川　和也　平成14年５月20日
広島県山県郡北広島町川戸1858番

前田富貴子　平成14年６月６日
広島県福山市金江町藁江590－１

徳久　陽子　平成14年６月17日
広島県呉市焼山泉ヶ丘２－９－21

桐石　玲子　平成14年８月12日
奈良県桜井市川合93－１

千葉　清子　平成15年４月７日
宮崎県宮崎市大字本郷南方4563－１市営100－30

石井　正幸　平成15年６月22日
広島県福山市西町１－14－20

中川　康弘　平成15年６月25日
広島県福山市駅家町大字大橋3377番地の１

宋　　健仁　平成15年７月10日
千葉県市川市北国分１－11－16

大塚　昭己　平成15年８月４日
東京都国分寺市西恋ヶ窪３－６－15－202

長郷三枝子　平成15年９月６日
東京都練馬区関町北１－24－６大沢荘２Ｆ

中敷領ヒロ子　平成15年10月６日
山梨県甲府市池田３丁目10番11－３

村田　清子　平成16年２月26日
熊本県熊本市清水新地７丁目２－13－203